

第30期第7回京都市社会教育委員会議の模様を マナビィがレポート！



平成25年3月26日（火）午後4時～6時、京都市総合教育センターにて、第30期第7回京都市社会教育委員会議が行われました。今回もわたくしマナビィがレポートします！

出席委員（12名）

井上 満郎議長、西脇 悦子副議長、井上 章一委員、大八木 淳史委員、奥村 高史委員、小辻 寿規委員、齊藤 修委員、佐伯 久子委員、通崎 睦美委員、野村 佳子委員、林 早苗委員、松重 和美委員

■開会 [井上議長]

今回は、傍聴の方はいらっしゃいませんでした…。



■議事-1 平成25年度「指定都市社会教育委員連絡協議会」出席者について

（事務局から）

- 平成25年5月31日（金）新潟市で開催される標記の会議では、全国20の指定都市の社会教育委員が社会教育の課題について協議し情報交換を行います。
- 議長から参加者を募った結果、小辻 寿規 委員に出席していただくことになりました。

■議事-2 「京（みやこ）まなびいニュースレター」平成25年度発行計画について

（事務局から）

- 市民の皆様への生涯学習の啓発やタイムリーな情報提供を目的に、これまで3回（平成24年6月・10月・25年1月）発行してまいりました。毎回、対象に応じたメイン記事や委員の皆様のコラム等を掲載させていただき、広く図書館、区役所、公共施設にて配布しています。

24年度に発行したニュースレターは[こちら](#)から御覧いただけます。



- 25年度の実行計画案は以下のとおりです。

<紙面構成>

号	発行時期	メイン情報	コラムテーマ	主な対象
4	5月頃	学びを見つけに行こう （生涯学習施設の紹介）	身近にある学習機会	全般 （新生活を始める方）
5	10月頃	生涯学習市民フォーラム （シンポジウム案内）	シンポジウムの テーマ関連	比較的高い年齢層
6	2月頃	地域で学び、地域で活かす （学校開放事業、地域活動への参加啓発）	地域活動の面白さ	子育て世代、 比較的高い年齢層

※ 5号及び6号は、生涯学習市民フォーラムシンポジウム開催時期により発行時期を調整



○ 井上 満郎 議長（京都市歴史資料館長、京都産業大学名誉教授）

紙面がA4両面1枚もので情報量に限界がありますが、1万部を様々な場所で配布することで市民の目に触れる機会が多いかと思えます。

○ 齊藤 修委員（京都新聞社相談役）

これまでの啓発パンフレットをニュースレター形式にし、ターゲットを明確にして、配布先なども工夫されてきたことがわかりました。良いものを作ることも大切ですが、それをきちんと人に届けることも大切で難しいことです。ターゲットを絞れば絞るほどきめ細かく発行しないと、大事な情報や対象が抜け



落ちてしまうことがあります。それをカバーするために第4号で「全般」という対象設定がなされているのだと思います。また、4回がいいのか、3回でいいのかという発行回数の検討もあるかと思えます。

形式を変えたことで効果が出ているのか、感触があればお聞かせください。

(事務局)

- ・ 読者の反応については、明確で定量化されたものではありません。ただ、[京都市生涯学習情報検索システム「京\(みやこ\)まなびネット」](#)の周知をメイン記事とした第1号は、若年層への周知を図るために大学への配布を重点的に行いましたが、その後、大学主催の生涯学習講座やイベントの情報を「京まなびネット」に掲載したいという依頼が増えています。これも効果の一つではないかと考えています。
- ・ 発行頻度については、できれば月1回発行したいという思いはありますが、予算上苦しいところです。代わりに、タイムリーな情報であれば「京(みやこ)まなびネット」を活用したり、紙媒体であれば、生涯学習部内で発行している他の刊行物、例えば[家庭教育新聞「あしたのために」](#)(年4回発行)、[「GoGo土曜塾」](#)(年8回発行)や、「[PTAしんぶん](#)」などの紙面に記事を盛り込んでいただくといった工夫も考えています。



○ 井上 満郎議長

発刊頻度やボリューム、他の類似の紙面との相関関係やすみわけを考えながら、市民に提供すべき情報を選ぶ必要があると思います。ニュースレターの紙面はA4両面のみですので、情報を詰め込みすぎると見づらくなりますし、様々な検討課題があらうかと思えます。

次号は生涯学習施設の紹介がテーマですが、ポイントをはずさないように選択していただきたいと思えます。

第4号の発行をお楽しみに！！



■議事-3 「携帯電話に関するアンケート(保護者対象)」集計結果について

(事務局から)

- ・ [「子どもを共に育む京都市民憲章」](#)の実践推進においては、毎年、具体的な実践方策である「行動指針」を策定しています。
- ・ 24年度の「行動指針」には「インターネットの不適切利用対策」として、「子どものケータイへのフィルタリングの活用と利用のルールづくり」が掲げられておりますが、携帯電話の利用実態を把握するため、24年9月に小学校21校と中学校12校で保護者アンケートを行い、その結果をとりまとめました。

*携帯電話に関するアンケート(保護者対象)結果から

携帯電話の所持率

年齢とともに上昇し、小学校から中学校に進学するタイミングで携帯電話を持つケースが増えてきています。(男子…小6:24%→中1:43%, 女子…小6:36%→中1:61%)

男子は19ポイント、
女子は25ポイントも増加します！



携帯電話の種類

小学生が所持する携帯電話の多くは、子ども向けに機能が制限された「キッズケータイ」で、中学生になると従来型の携帯電話に持ち替えています。また、中学生の約4人に1人がスマートフォンを持っています。

携帯電話の使用時間・頻度

年齢が上がるにつれて高くなっています。

携帯電話使用時の家庭のルール

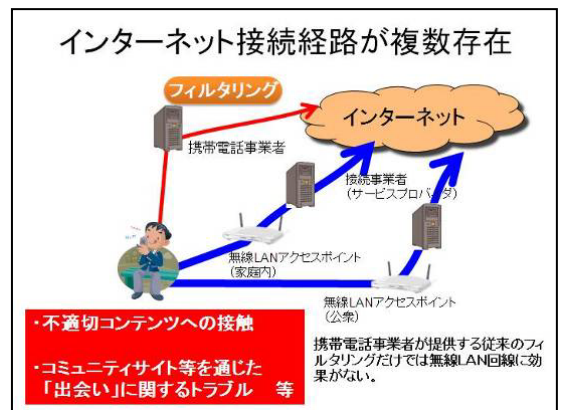
「特にルールは決めていない」家庭は、小学校で増えています(21年度:18%→24年度:28%)。機能が制限された「キッズケータイ」等が多いので、特段、ルールを定めなくてもいいだろうという意識があるのではないかと考えられます。しかし、最初にルールを決めておかなければ、買い換えた時もルールを決めないまま使用させてしまうのではないかと懸念があります。

中学生では、「特にルールは決めていない」家庭の割合は下がっており(21年度:19%→24年度:16%)、逆に、時間を制限したり使用場所を決めるなど、一定のルールを決めている家庭の割合が伸びています。携帯電話が普及し始めた頃から啓発し続けてきた取組の効果が出ているのではないかと分析しています。

携帯電話へのフィルタリング(有害サイトのアクセス制限)

21年度よりも利用の割合が伸びており、法規制や、個別の啓発活動の効果が出ていると思われます。

ただし、スマートフォンでは、携帯電話事業者を通じた接続だけでなく、公衆無線LAN等を経由してもインターネットに接続できるということを、約2割の保護者が「知らなかった」と答えており、今後、啓発に力を入れる必要があります。



- 平成19年11月に、市民団体、電話会社、学校、行政機関で構成する「子どもの『携帯』利用に関する連絡会議」が設置され、様々な対策を検討してきました。最近では、25年2月に会議を開催し、前述のアンケート結果をもとに、何ができるかを話し合いました。
- 会議では、スマートフォンからのインターネット接続に関し、これまでのフィルタリングだけでは十分でないこと、個人情報流出や不適切なコンテンツへの接触を通じたトラブル発生危険性が高まっていることを提起しました。また、スマートフォンで撮った写真の位置情報により個人が特定され、つきまといのような犯罪にあう可能性もあるということも指摘しました。
- さらに、携帯電話業者に対して、携帯電話を安全に使えるようにするための環境整備(無線LAN回線へのフィルタリング等)、アプリ管理の機能向上、スマートフォン販売時の保護者に対する説明(子どもが使用する場合の問題・危険性と対策を講じる必要を伝える)に努めることを確認しました。従来型の携帯電話は、子どもの使用についての説明とフィルタリングをかけた状態で販売するよう法律・条例に規定されています。しかし、スマートフォンの無線LAN回線へのフィルタリングは、法の対象外です。ですから、任意にはなりますが、子どもの安全を確保するための対策をとるよう業者に申し入れました。
- 京都市の場合、「小中学生の健やかな育ちには、原則としてインターネット機能付き携帯電話は必要ない」というのが21年度からの取組のスタンスです。今後も、家庭の事情でやむをえず子どもに持たせるのであれば、家庭内で使用のルールを決めること、さらに、スマートフォンは携帯電話よりも危険性が高いが、フィルタリングやアプリ管理ができるということを周知してまいります。また、販売店でも危険性について説明し、安全のための設定をサポートするということを記載した

チラシを、携帯電話の購入が増える春休み前に小・中・総合支援学校の全児童・生徒の家庭に配布し、保護者に対して家庭での安全管理を啓発する取組をしております。



○ 井上 満郎議長

携帯電話の普及率は今後下がることはないでしょう。様々な有害サイト等への対策は、一種のいたちごっこで、相手もフィルタの突破を考えてきますので、迅速な対策が必要です。この先何十年間かにわたる教育上の大きい問題であると思います。

1日あたりの利用時間が3時間以上の中学生もいるのですね…。ところで、携帯電話購入の際には親の承認が必要なのですか。

(事務局)

- ・ 子どもを対象としたアンケートの結果によれば、「布団に入ってから」あるいは「ご飯を食べながら」使用するなど、日常生活に影響を与えるような使い方をしているようです。
- ・ 未成年者が携帯電話を購入するには、親権者の同意が必要です。現在の条例では、子どもが使用する場合はそのことを販売店に正確に伝え、フィルタリングをはずすなら、その理由を明記した書面を提出しなければフィルタリングをしていない機種を購入できないことになっています。

京都府の「青少年の健全な育成に関する条例」に書いてあるよ。



○ 林 早苗委員 (京都市立小学校長会役員, 仁和小学校長)

PTAの方が「ぜひフィルタリングを！」と、取組に随分力を入れてくださった成果が少しずつ現れている気がします。その一方で、本校では、年1回、土曜参観の際に「携帯教室」を開催し、携帯電話の危険性や依存性について保護者の方がお子さんと一緒に聞いていただく機会を設けていますが、保護者の参加は期待するほどではありませんでした。

小学生は塾や習い事からの帰宅の連絡をするために携帯電話を使っており、ゲームやメールをするために持っているケースは本校の場合はやや少ないようです。高学年になると、かなりの児童が携帯電話を持ち始め、中にはスマートフォンを持っている児童もいます。インターネットに接続していろいろな情報を得る児童もいます。友だちのスマートフォンを借りて、知らないうちに有害なサイトにつながってしまったという心配な例も聞いたりします。

そこで、いろいろな機会をとらえて、現に被害に合った小中学生の例もあげながら携帯電話を介した犯罪が起こっていることなどを説明し、携帯電話を使う子どもたちにきちんとした正しい知識をつけてもらおうとしています。PTAでも研修や啓発活動をしてくださっていて、啓発チラシを配布することで、保護者も危険性を意識し始めているのではないかとと思います。特にスマートフォンの危険性についての啓発は今後の課題で、学校現場での指導も非常に重要だと思います。

学校・家庭・PTA・地域が連携・協力して、粘り強く進めていくことが大切ですね。



○ 井上 満郎議長

「携帯教育」のようなものをきちんとしないといけない段階にきているようです。「子どもの『携帯』利用に関する連絡会議」は、これまで8回開催しているとのことですが、もっと頻繁に開催し、携帯電話の教育について議論してもいい気がします。

○ 通崎 睦美委員（マリンバ・木琴奏者）

LINE（ライン：無料通話・メッセージソフト）などのアプリを使ったり、スカイプ（無料のIP電話）で話すので、電話代にお金を使いすぎるといのはだいぶ古い話だと思います。

調べものをする際、図書館に足を運んで取材することも大事ですが、今は図書館の情報もパソコンで見ることができ、世界中の良い情報も悪い情報もネットで得られる時代です。知識を得るツールとしてのインターネットは大変便利なものです。ですから、日頃の学習の中にどのくらいインターネットが取り入れられているのかを考えるのも大事です。興味があって調べものをしているうちに、偶然、有害なサイトにつながって、つい見てしまうこともあるかと思います。有益な情報と有害な情報とが混在しているので、対策を重ねてもいたちごっこどころではありません。どんな情報が出てきても、自分で判断できる知識・教養、判断力を養う取組に力を入れていくべきだと思います。



○ 井上 満郎議長

おっしゃるとおり、携帯電話はもはや生活全般のツールとしての存在になっています。

○ 佐伯 久子委員（ユネスコ協会会員）

以前、「地域のおっちゃん・おばちゃんとお話しよう」という学校の取組で、町内会やPTA、女性会など地域の各種団体から100人くらいが参加し、中学2年生とグループに分かれてトークをしました。その中で「ケータイ持ってる？」と聞くと、ほとんどの生徒が「うん、スマートフォン！」と答えました。親の前では「調べものに使っている」と言っていたのですが、自分の部屋では、ゲームなどいろいろなことに使っているようです。小学校では「人づくり21世紀委員会」の取組でケータイ依存防止のDVDを作ったりしていますが、それを見に来てくれる保護者の方は、自分の子どもにはまだ携帯電話を持たせていない方が多かったので、本当に聞いてほしい方が来てくれたらいいのに…と話していました。



○ 小辻 寿規委員（市民公募委員、研究員・大学院生）

携帯電話会社のホームページを見ると、ほとんどの会社がスマートフォンを勧めています。「キッズケータイ」もスマートフォン版が発売されています。この流れは変えられないと思います。

子どもが犯罪に巻き込まれることが問題とされていますが、実は子どもが犯罪を起こす張本人となってしまう恐れもあります。例えば、インターネット上でゲームを不法にダウンロードするのは犯罪行為（著作権侵害）になります。このような犯罪行為をしているシーンを子どもがインターネット上にアップロードすると、友だちも見ていることなどから個人が特定され、インターネット上でその子は犯罪者として一生名前を残すことになってしまいます。子どもたちが犯罪に巻き込まれることに対しては親が防ごうとしたり、携帯電話会社と協力してできることもあると思います。しかし、子どもたちが犯罪者になることには、親も気づかないし、子どものやっていることが悪いことなのかどうか分からないのです。Warez（違法コピーソフト）のダウンロードは犯罪であることをわかっていない親が多すぎます。インターネットの普及とともに育ってきた私たちの世代と、子どもが見るようなサイトを見てこなかった親御さん世代では、理解において隔絶したものがあります。それを乗り越えていくためには、「こうした行為は犯罪ですよ」ということを保護者の方に知っていただくことが必要かと思います。

○ 野村 佳子委員（会社員、市民公募委員）

私も同感です。小辻委員のおっしゃったように、保護者は携帯電話に関する知識があまりないのに、自己責任として子どもに携帯電話を与えています。でも、社会のルールや法律、使い方によっては刑事・民事事件に発展する危険性などを知らないわけです。これは生涯学習として、保護者も学習するという姿勢、子どもにルールを教えるのだけではなく、親にも社会のルールを教えて守ってもらう意気込みが必要ではないかと思います。



携帯電話の危険性を本当に理解したうえでしか、「自己責任」とは言えません！



○ 奥村 高史委員（平成21・22年度京都市PTA連絡協議会会長）

私は「子どもの『携帯』利用に関する連絡会議」に最初から参加しています。ちょうど3月末～4月初旬は、小・中学校の先生の目が届かず、親も無関心で危ない時期なのですが、入学祝いとして携帯電話の購入が増える時期でもあります。クリスマスプレゼントやお正月に、安易に携帯電話を与える親も増えています。そうした時期にどういった対策をすべきか、小・中学校が連携して対応する必要があります。



小学生に携帯電話を持たせても、それほど大きな問題は起こりません。しかし、中学生では携帯電話に関連した問題が非常に多いのです。中学生の親は携帯電話の危険性を認識しはじめましたが、それを十分に知らない小学生の親が子どもに安易に携帯電話を与えてしまうことが多いのです。小学校段階で携帯電話の怖さを理解してもらうことが大切だと思います。

ただ、その啓発を本当に届けたい親にどう届けていくのかという点で悩んでいます。入学シーズンは保護者の気がゆるみがちで、今までだめだと思っていたことを忘れてしまう危険なタイミングです。それを狙ってか、「キッズケータイ」のテレビコマーシャルが増えているように思います。携帯電話の危険性を説くマスコミの力が、携帯電話会社に負けないくらいにしていけないと思います。問題が起きると、自己責任で親に降りかかってくるのだということを若い親御さんに伝えていくのが対策ではないかと思います。



○ 西脇 悦子副議長（京都市地域女性連合会会長）

近頃は、地下鉄に乗ったらみんなスマートフォンを触っていますね。友だちが横にいてもスマートフォンの方に一生懸命です。大人も技術の進展に何とかついていこうと、考えを変えていかなければならないと思っています。関心のない保護者、本当に来てほしい保護者には啓発の講座などになかなか来てもらえませんが、そういう方を巻き込んでいく工夫が必要であるとつくづく思っております。

保護者の方に携帯電話の便利さだけでなく危険性にも目を向けてもらうための工夫をもっと考えないと…



○ 井上 満郎議長

きめ細やかな形で地道に対策を進めていただければと思います。

■報告一 本市における生涯学習関連事業の状況について（最終とりまとめ）

（事務局から）

- ・ 前回報告しました本市における生涯学習関連事業の状況について、最終とりまとめを行いました。今後、全局区等で情報共有するとともに、連携・協働しつつ、施策・事業の一層の推進・充実に努めてまいります。
- ・ また、その事業一覧をまとめたリーフレットを作成し、関係行政機関のほか、全市校園長会において配布します。なお、市民の方には、引き続き「京（みやこ）まなびいニュースレター」や「京（みやこ）まなびネット」などの媒体を通して、必要な生涯学習情報をタイムリーに発信してまいります。

■報告二 「京（みやこ）まなびネット」のアクセス状況について

（事務局から）

- ・ 平成20年2月に開設した[京都市生涯学習情報検索システム「京（みやこ）まなびネット」](#)ですが、24年度はモバイル版サイトの運用開始や、サイトの一部改修などを行いました。
- ・ 月平均のアクセス件数は、前年比約35%の増（パソコン版では25%増）で、秋以降、モバイル版へのアクセス件数が急増しています。（1～2月は約4割がモバイル版）
- ・ イベント情報へのアクセスが全体の4割弱、次いで施設情報が約3割を占めます。
- ・ 平成24年度2月末までのアクセス件数（ページビュー数）は147,431件（パソコン版…110,569件、モバイル版…36,862件）でした。



■報告三 平成25年度「教育予算の概要」について

（事務局から）

- ・ 「教育予算の概要」については[こちら](#)を御覧ください。

○ 通崎 睦美委員

「学校トイレの洋式化」について、現在、全体の1/4程度の洋式トイレを10年かけて倍増するとのことですが、どうして整備にそんなにも時間がかかるのですか。子どもたちにとって重要なのは、食べることや排泄など、生活の基本的な部分だと思います。携帯電話のフィルタリングも大事ですが、人間として快適に生活するという点をまずはしっかりと整えないといけないのではないのでしょうか。そういうことを敏感に考えられる行政であってほしいと思います。



（事務局）

- ・ 市立学校のトイレについては、これまで、各学校少なくとも1箇所は全面的にリニューアルした「快適トイレ」の設置を進めてまいりました。今回の事業は、今、和式トイレを使えない子どもが増えていくという現状をふまえて着手するものです。トイレの整備は子どもたちにとっても大事な部分だと認識しております。厳しい財政ではありますが、便器だけでも洋式化を進められないかなど、工夫に努めたいと思っております。



○ 井上 満郎議長

至極もったもな御意見です。早急にどうなるというものではありませんが、こういう意見があることをくんでいただければ…。

■報告-4 平成25年度「学校教育の重点」・「京都市の学校教育」について

(事務局から)

- 平成25年度の「学校教育の重点」(教職員用)と「京都市の学校教育」(主に保護者用)を作成しました。平成25年度「京都市の学校教育」については[こちら](#)を御覧ください。



○ 奥村 高史委員

今、中学生の保護者にとって関心の高い点は、公立高校の入学者選抜制度の見直しだと思います。制度が大きく変わることについてはどのくらい記載や説明があるのでしょうか。受験生が不安がっていますので、混乱が起らないようお願いします。

(事務局)

京都市・乙訓地域公立高校の新しい教育制度については[こちら](#)を御覧ください。



- 「学校教育の重点」等を作成した時期は、公立高校の新たな入学者選抜制度について、その詳細が決まっていない状況でしたので、簡潔に記載したほか、教育委員会として別途チラシや冊子を作成し、学校や市内の会場で中学生や保護者対象の説明会を開催するなどして、新たな制度についての周知や説明に努めています。



○ 小辻 寿規委員

地域との連携に関する記載の中に「大学・企業・NPO等と積極的に連携し」とあります。私は居場所づくりをメインに活動するNPO法人の代表を務めていますが、学校もNPO法人の定款を見ただけでは何をしている団体かなかなかわからないと思います。NPOも大学などとは連携していても、小・中・高・総合支援学校との連携はまだです。学校の先生方はNPO法人のことをあまり知らないようですし、NPOも学校のお手伝いができるけれども、連携できていないのが現状です。連携についてどう考えておられるか教えてください。

小辻委員は、「[特定非営利活動法人つながるKYOTOプロジェクト](#)」で活躍中です！

(事務局)

- 福祉関係のNPO法人等の中には、例えば、車いす体験や目の不自由な方の擬似体験を広めるため、自治会や各種団体の研修等で活動されているケースがあります。学校でも取り組みたいと教育委員会に連絡をしていただければ、希望する学校を紹介させていただくケースがありました。今後、校区内の身近なNPOに各学校が積極的に問い合わせたり、またNPOからも近くの学校にお声かけしていただく仕組みができればと思っています。

[「京都市 自治会・町内会&NPO おうえんポータルサイト~応援します!みんなで進めるまちづくり~」](#)は、NPO団体の情報を紹介しています。また、教育委員会では、「学校支援ボランティア『私たちの新しい先生』事業」として、京都市立小・中・総合支援学校における教育活動を支援してくださる方を募集しています。詳しくは[こちら](#)を御覧ください。



○ 井上 満郎 議長

今の質問は非常に重要ですね。民間の活用を御検討ください。

■主催事業及び刊行物の案内について

(事務局から)

- ・ 京都市内博物館施設連絡協議会の創立 20周年を記念して平成 25 年 3 月 19 日に「[京都ミュージアム探訪](#)」を発行しました。
- ・ 以前のガイドブックはほぼ京都市内のみでの販売でしたが、今回は全国の書店で販売されます。それにより一層多くの方に京博連の魅力を伝えることができるのではないかと考えています。



○ 松重 和美委員 (京都大学名誉教授, 龍谷大学特任教授)

非常にわかりやすい本だと思います。インターネット上で、同じ情報は見られないのでしょうか。著作権や値段の問題もありますが、iPad でも見やすそうですし、海外の人はこの情報を持っていろいろなところを見に行くと思うので、より広く見てもらい、活用してもらおうという趣旨で、電子ブック化を検討されてみてはいかがでしょうか。

(事務局)

- ・ 電子化は、確かに有効な手段だと考えていますが、著作権や違法コピーの問題など課題もたくさんあるので、今後検討していきたいと思っています。

■閉会 [井上議長]

次回の会議が最終回で、開催は6月頃を予定しています。

■閉会挨拶

閉会に当たり、宮本昌昭生涯学習部長から挨拶がありました。

